

令和8年度

静岡市企業立地 促進助成制度

静岡市では工場・研究所等の建設を支援しています！

助成制度 活用の流れ

必ず事前にご相談ください！

01



ご相談・お問い合わせ

工場や物流施設の建設を検討している場合にはまずはお相談ください。
検討の段階に応じて立地をサポートします。

02



地域未来投資促進法のご紹介

建物工事の着工や機械設備の設置前に地域未来投資促進法に基づく「地域経済引率事業計画」の承認を受け、事業の先進性等の要件を満たすと、設備投資減税を受けることができる可能性があります。

03



静岡市企業立地促進助成制度／その他支援制度のご紹介

静岡市及び静岡県では工場や研究所、物流施設の設置に対し、用地取得費や設備投資費、新規雇用に対する助成を行っています。（静岡県制度を活用する場合には各種契約の前に事業着手届の提出が必要です。）
その他活用可能性のある制度についてもご紹介いたします。

詳しくは裏面をご覧ください。

04



静岡市企業立地促進助成制度 申請

工場等の建設後業務を開始するタイミングで実際に助成制度の申請を行っていただきます。
申請にあたり、必要な書類のご案内や記載方法についても伴走支援しますので、ご安心ください。

事業計画段階
各種契約前

建物完成
稼働後



企業立地総合サポート窓口

静岡市経済局 産業基盤強化本部 立地環境整備係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 5F 電話/054-354-2046 FAX/054-354-2132

お問い合わせ先

企業立地に関する情報を随時発信中！
「静岡市企業立地ナビ」はこちら！



工場等の建設に対する助成

令和8年4月1日～令和8年12月31日の間の事業着手

補助要件	対象業種	製造業、情報通信業、研究所、先端技術を活用した陸上養殖施設や植物工場、省人化や自動化を実現する設備を導入する物流施設（「日本標準産業分類」に基づく）
	用地	取得する場合：1,000㎡以上（研究所は床面積200㎡以上）
	従業員数	10人以上（研究所については5人以上）
	設備投資額	5,000万円以上（建物を新增築、購入、又は賃借し、かつ機械設備を購入）
	労働生産性	10%以上増加
	期限	事業着手日から3年以内（未造成用地取得5年以内、自社所有地2年以内）に業務開始* ※特に必要と認める場合には延長可

補助対象			助成内容		
			工場（成長分野※1） 研究所	工場（その他） 陸上養殖施設※2 植物工場	特定の設備を導入した 物流施設
①用地取得※3			35%（市20%+県15%） 限度額11.5億円	30%（市20%+県10%） 限度額11億円	25%（市15%+県10%） 限度額2.5億円
②造成工事費			20%（市単独補助） 限度額 用地取得費と合算	20%（市単独補助） 限度額 用地取得費と合算	15%（市単独補助） 限度額 用地取得費と合算
③新規雇用			従業員数×50万円（市25万円+県25万円） 限度額 用地取得費と合算		
④設備投資	設備投資額 5億円以上	県内企業	12%（市5%+県7%） 限度額12億円	10%（市5%+県5%） 限度額10億円	
		県内初進出 企業	20%（市5%+県15%） 限度額20億円	15%（市5%+県10%） 限度額15億円	
	設備投資額 5億円未満		5%（市単独補助）		

※1 成長分野…静岡県が指定している食品、医薬品、医療機器、環境関連産業のこと ※2 「陸上養殖施設」は県補助対象外であるため、市単独補助のみ
※3 静岡県が指定するふじのくにフロンティア推進区域に立地した場合は用地取得補助率5%上乘せ（注）補助金額が高額の場合、分割交付となる場合があります。

事業着手

- 事業着手とは、用地取得、工場設立、機械設備に関わるいずれかの契約のうち最も早いものを指します。

業務開始

- 業務開始とは、補助対象経費に関わる支払いを全て完了し、補助要件をすべて満たすことを指します。

用地取得

- 用地取得とは「用地の売買契約の締結」を指します。 ●工場建屋付の土地を購入した場合にも、補助の対象となる場合があります。

造成工事

- 造成工事とは、50cm以上の盛土もしくは100cm以上の切土を伴う工事または法令上定めのある調整池設置工事を指します。

設備投資

- 機械設備とは、地方税法に規定する償却資産で、固定資産台帳の【機械及び装置】（耐用年数1年以上及び取得価格50万円以上のもの）を指します。
- 設備投資助成の補助対象となる経費は、建物と建物付属設備のうち生産・事務に関わる部分と新規機械設備（中古機械を含む）の取得費用です。
- 設備投資費用のうち、補助要件の設備投資金額及び補助対象経費に含まれない経費があります。詳しくはお問合せください。

新規雇用・従業員数

- 従業員とは、雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者を指します。
- 新規雇用とは、事業着手日以降の新規雇用従業員のうち純増分を指します。（市外在住者は0.5人として扱う）

労働生産性の増加

- 労働生産性の増加とは、物的労働生産性又は価値労働生産性が10%向上することを指します。
ア 物的労働生産性とは、生産量を従業員の数で除した数 イ 価値労働生産性とは、生産額を従業員の数で除した数

県補助と合わせて

用地取得費
最大11.5億円

新規雇用1人につき
最大50万円

設備投資費用
最大15億円

補助!

※静岡県の補助金を活用する場合、用地取得・建物契約・機械発注のいずれか早い日の前に事業着手届の提出が必要となります。

令和9年1月1日以降の事業着手

補助要件	対象業種	製造業、情報通信業、研究所、先端技術を活用した陸上養殖施設や植物工場、省人化や自動化を実現する設備を導入する物流施設（「日本標準産業分類」に基づく）
	用地	取得する場合：1,000㎡以上（研究所は床面積200㎡以上）
	従業員数	10人以上（研究所については5人以上）
	設備投資額	5,000万円以上 （建物を新增築、購入、又は賃借し、かつ機械設備を購入）
	労働生産性	10%以上増加
	期限	事業着手日から3年以内（未造成用地取得5年以内、自社所有地2年以内）に業務開始* ※特に必要と認める場合には延長可

補助対象			助成内容		
			工場（成長分野※ ¹ ） 研究所	工場（その他） 陸上養殖施設※ ² 植物工場	特定の設備を導入した 物流施設
①用地取得※ ³			35%（市20%+県15%） 限度額11.5億円	30%（市20%+県10%） 限度額11億円	25%（市15%+県10%） 限度額2.5億円
②造成工事費			20%（市単独補助） 限度額 用地取得費と合算	20%（市単独補助） 限度額 用地取得費と合算	15%（市単独補助） 限度額 用地取得費と合算
③新規雇用			従業員数×50万円（市25万円+県25万円） 限度額 用地取得費と合算		
④設備投資	設備投資額 10億円以上	県内企業	12%（市5%+県7%） 限度額12億円	10%（市5%+県5%） 限度額10億円	
		県内初進出 企業	20%（市5%+県15%） 限度額20億円	15%（市5%+県10%） 限度額15億円	
	設備投資額 5億円以上10億円未満 （1回目の申請のみ）		8%（市単独補助）		
	設備投資額 5億円未満 （5億円以上10億円未満で 2回目の申請のものを含む）		5%（市単独補助）		

※1 成長分野…静岡県が指定している食品、医薬品、医療機器、環境関連産業のこと ※2 「陸上養殖施設」は県補助対象外であるため、市単独補助のみ

※3 静岡県が指定するふじのくにフロンティア推進区域に立地した場合は用地取得補助率5%上乘せ（注）補助金額が高額の場合、分割交付となる場合があります。

物流施設に必要な設備…A・B・Cの3区分から2種類以上導入が必要です（詳細はお問合せください）

区分	A	B	C
種類	物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備 （主に自動制御や遠隔制御によるもの）	物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	流通加工の用に供する設備
設備	- 自動仕分装置 - 自動搬送装置 - 自動化保管装置 - 垂直型連続運搬装置 - 電動式密集棚装置 - 貨物保管場所管理システム - 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置	データ交換システム	流通加工の用に供する設備

その他支援制度

「地域未来投資促進法」を活用した設備投資減税（企業立地促進助成制度と併用可）

- 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の市の承認を受けた事業者が、計画に基づく設備投資を行う場合に、事業の先進性等の要件を満たせば、設備投資に関する減税措置を受けることができます。
- 計画の承認には、下記の「成長分野」に該当すること等、承認の要件がありますので、詳細についてはお問合せください。

海洋	食品・ヘルスケア	成長ものづくり	対象設備	特別償却 ^(最大)	税額控除 ^(最大)
先端加工	清水港・ロジスティクス	観光ブランド	機械装置・器具・備品	35%	4%
			上乗せ要件を満たす場合	50%	6%
文化・クリエイティブ	情報通信・専門サービス関連	環境リサイクル	建物・附属設備・構築物	20%	2%

中小企業等支援制度（産業振興課 経営支援係）

● 機械設備設置に対する助成（中小企業事業高度化機械設備設置事業補助金）

中小製造事業者が、生産性の向上を図るため、市内製造拠点に1点500万円以上の機械設備を設置する事業）



区分	補助率	補助上限額
高度化のみを実施する場合	5%	500万円
高度化及び省エネを同時に実施する場合	10%	
高度化及び賃上げを同時に実施する場合		
高度化、省エネ及び賃上げを同時に実施する場合	15%	750万円

● 販路開拓・販売促進に対する助成（ものづくり産業の持続的な発展に向けた競争力強化事業補助金）

静岡市内に本社又は工場を保有する中小製造事業者が、新市場又は販路の開拓を目的として行う次の事業

- ① 新製品開発事業又は従来品の改良事業 ② 全国的な規模の展示会に出展する事業
③ ①・②の効果促進を図る広報事業等

補助率：1/2 上限：①・②それぞれ20万円、③30万円、事業全体で50万円



● 中小企業融資制度

中小企業に対する融資制度（利子及び保証料の一部補給）

産業振興資金・創業支援資金



脱炭素支援資金



主な制度	産業振興資金	創業支援資金	脱炭素支援資金
融資対象者	市内で1年以上同一事業を営む事業者	市内で創業しようとする者又は創業5年未満の事業者	県「脱炭素支援資金」の承認を受け、一定の要件を満たす事業者
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
融資期間	7年以内	原則 5年以内	10年以内
融資限度額	3,000万円	原則 500万円	1億円又は3億円
融資利率 [※]	年1.9%	年1.4%	金融機関の定めによる
保証料率	保証協会の定めによる（市が保証料の一部を補給）		

※市利子補給後の利率

国の設備投資支援制度（令和8年3月現在）

- 省力化投資補助金
- 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金
- 中小企業成長加速化補助金
- 小規模事業者持続化補助金

中小企業庁 補助金・総合支援サイト
ミラサポplusはこちら!

